

エコアクション21地域事務局北海道運営委員会規程

(所掌事務)

第1条 エコアクション21地域事務局北海道運営委員会(以下「北海道運営委員会」という。)は、次の事項を審議する。

- (1) 北海道事務局におけるエコアクション21認証・登録制度実施要領
- (2) 北海道事務局におけるエコアクション21委員会等の規程
- (3) 北海道事務局におけるエコアクション21認証・登録制度の運営に関する重要事項等

(運営委員会の構成及び委嘱)

第2条 北海道運営委員会は5名以上10名以内をもって構成し、その委員は次に掲げる学識者などのうちから、一般社団法人北海道商工会議所連合会会頭が委嘱する。

- (1) 環境保全に関する学識者
- (2) 環境保全関係団体、事業者関係団体などの有識者
- (3) 関係行政機関などの有識者
- (4) エコアクション21審査人は2名以上

(委員の任期)

第3条 委員の任期は2年とする。ただし、再任を妨げない。この場合であっても原則として、連続して10年を超えないものとする。また、補欠によって就任した委員の任期は前任者の残任期間とする。

(委員長)

第4条 委員の互選により、委員長及び副委員長を選出する。

2. 委員長は、委員会を統轄する。
3. 委員長にやむを得ない事由があるときは、副委員長が代行する。

(北海道運営委員会の開催)

第5条 北海道運営委員会は、エコアクション21地域事務局北海道事務局長が招集し、委員長はその議長を務める。

2. 北海道運営委員会は必要に応じて開催する。

(会議の定足数及び議決数)

第6条 会議は、これを構成する委員の過半数の出席がなければ、議事を開き、議決することができない。ただし、当該議事及び議決について、あらかじめ書面により意思を表示した者は、出席者とみなす。

2. 会議の決議は、出席者の過半数で決し、可否同数の場合は、委員長の決するところによる。
3. やむを得ない事由により、会議に出席出来ない委員は、あらかじめ書面をもって議案について賛否の意思を表示することができる。

(規程の改廃)

第 7 条 本規程は、北海道運営委員会において、委員の 3 分の 2 以上の賛成によって改廃できるものとする。

(議事録)

第 8 条 会議の議事については次の事項を記載した議事録を作成しなければならない。

- (1) 日時及び場所
- (2) 出席委員名・欠席委員名
- (3) 審査事項
- (4) 議事の経路の概要及び議決の結果

(守秘義務)

第 9 条 委員は、会議で知り得た情報を委員就任中はもとより委員退任後に他に漏らしてはならない。

(附則) この規程は、平成 1 9 年 5 月 1 日から制定施行する。

(附則) この規程は、平成 2 5 年 4 月 1 日から制定施行する。